

## 合併特例債について

### 1 合併特例債とは

新市が、下記の目的のために実施する事業のうち、特に必要と認められる事業（新市まちづくり計画に位置付けられていることが前提）の経費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債（借金）をもって、その財源とすることができる。

なお、合併特例債の返済（元利償還金）の一部について、国から財政的な支援（普通交付税措置）がある。

### 2 合併特例債の対象（合併特例事業）

#### 2.1 公共施設等の整備を対象

##### 2.1.1 新市の一体性の速やかな確立を図るための公共的施設の整備

旧町の交流や連携が円滑に進むような施設

旧町相互間の道路、橋、トンネル等

新市の住民相互が一体感を持つために行われる施設

住民が集う運動公園等

##### 2.1.2 新市の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備（格差の是正）

新市の行政サービスの水準の均衡を図るための施設

介護福祉施設が整備されていない地区への施設整備等

同一内容の施設の重複を避けて行う施設

ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、新市全体としてのバランスのとれた発展を図る。

##### 2.1.3 新市の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備

類似の目的を有する公共的施設の統合

#### 2.2 地域振興のための基金（果実運用型）の造成を対象

##### 2.2.1 新市が、地域住民の連帯強化又は旧町の区域における地域振興等のために設ける基金に対する積立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費

新市の一体感の醸成に資するもの

イベント開催、新市のCI、新しい文化の創造に関する事業実施、民間団体への助成

旧町単位の地域振興

地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動、自治体活動への助成、商店街活性化対策等

#### 2.3 地方公営企業への出資・補助を対象

##### 2.3.1 地方公営事業（上水道、下水道、病院）について、合併に伴う増高経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資・補助

### 3 合併特例債の対象外事業

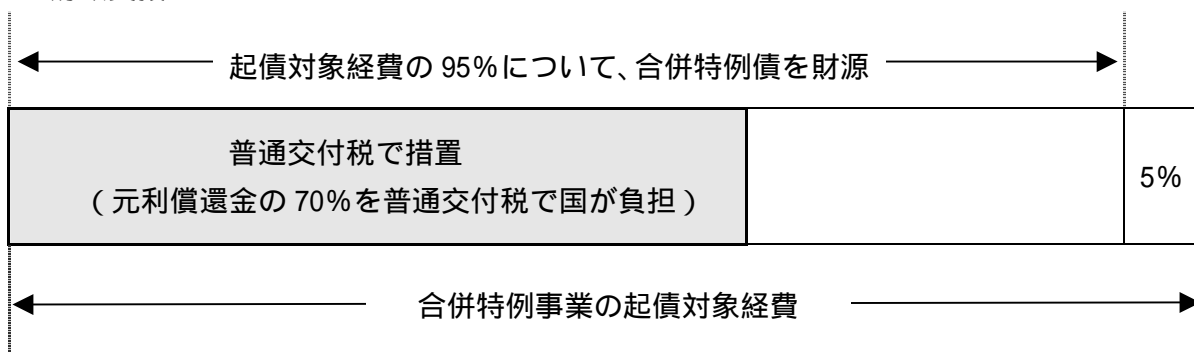
- 収益性がある施設の整備
- 特定受益者のために整備されると認められる施設の整備
- 民間と競合する公的施設の整備
- 用地のみの取得事業
- 建設単価の高い施設や大規模施設等の整備で一定水準を超える部分

### 4 合併特例債に対する国からの財政支援（2.3の地方公営企業への財政支援内容は別）

#### 4.1 財政支援の概要

起債対象経費の95%について、合併特例債で財源調達が可能（5%は自己財源）  
 合併特例債の返済額（元利償還金）の70%に対して、10ヶ年間、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入

#### 4.2 財政支援のイメージ



（参考：普通交付税とは）

市町村等が、標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費（基準財政需要額）のうち、地方税等の収入見込額（基準財政収入額）で賄えない財源不足額を、国税の一定割合の額で市町村等に対し補てんする制度

$$\text{普通交付税（財源不足額）} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

#### 4.3 合併特例事業の上限

< 公共施設等の整備関連 >

標準全体事業費	約 207.6 億円	合併から 10 ヶ年度間の事業の合算額
合併特例債可能額	約 197.2 億円	標準全体事業費の 95%
普通交付税算入額	約 138.0 億円	起債可能額の 70%

< 基金造成関連 >

標準基金規模の上限	約 21.9 億円	基金額の 95% に合併特例債を充当可能。さらにこの 70% を交付税算出の計算に算入
-----------	-----------	---